

令和4年12月
大東市議会
定例月議会議案
条例新旧対照表

も く じ

| | | |
|-------------|---|------------|
| ・ 議案第 8 5 号 | 大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例----- | 1 |
| ・ 議案第 8 6 号 | 大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例----- (附則改正) 大東市都市計画審議会条例----- | 7 1 1 |
| ・ 議案第 8 8 号 | 大東市個人情報の保護に関する法律施行条例 (附則改正) 大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関 する条例----- 大東市暴力団排除条例----- | 1 3 1 3 |
| ・ 議案第 8 9 号 | 大東市営住宅条例----- | 1 5 |
| ・ 議案第 9 0 号 | 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例----- | 2 1 |

議案第85号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

| 新 | |
|-----------|---|
| 第1条 | (略) |
| | (報酬) |
| 第2条 | (略) |
| (1) ~ (3) | (略) |
| (4) 消防団員 | <u>次に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> |
| ア 年額報酬 | <u>別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額</u> |
| イ 出動報酬 | <u>別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額</u> |
| 2 | (略) |
| 第3条 | (略) |
| | (報酬の支給方法) |
| 第4条 | <u>月額による報酬は、毎月の末日までに支給する。</u> |
| 2 | <u>消防団員に係る報酬及び費用弁償は、4月から9月まで及び10月から3月までの各区分による期間(以下この項において「半期」という。)ごとに、当該半期の最終月の翌月末日までに、年額報酬にあつては当該報酬の額を2で除して得た額を、出動報酬及び費用弁償にあつては当該半期の期間中の実績に応じた額を支給する。</u> |
| 3 | <u>月額による報酬並びに前項に規定する報酬及び費用弁償以外の報酬及び費用弁償は、その都度支給する。</u> |
| 4 | <u>新たに月額による報酬又は第2項に規定する報酬を支給される特別職非常勤職員となつた者には、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた特別職非常勤職員には、その日から新たに定められた報酬を支給する。</u> |
| 5 | (略) |
| 6 | (略) |
| 第5条 ~ 第6条 | (略) |

主要改正点

- ・非常勤消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬の引上げを行ったこと。

新旧対照表

| 旧 | |
|-----------|---|
| 第1条 | (略) |
| | (報酬) |
| 第2条 | (略) |
| (1) ~ (3) | (略) |
| (4) 消防団員 | <u>別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額</u> |
| 2 | (略) |
| 第3条 | (略) |
| | (報酬の支給方法) |
| 第4条 | <u>年額による報酬は、毎年度の末日までに支給し、月額による報酬は、毎月の末日までに支給し、年額又は月額による報酬以外の報酬及び費用弁償は、その都度支給する。</u> |
| 2 | <u>新たに年額又は月額による報酬を支給される特別職非常勤職員となつた者には、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた特別職非常勤職員には、その日から新たに定められた報酬を支給する。</u> |
| 3 | (略) |
| 4 | (略) |
| 第5条 ~ 第6条 | (略) |

新

別表第1 ～ 別表第3 (略)

別表第4 (第2条関係)

消防団員の年額報酬の額

| 区分 | 報酬の額 |
|------|-----------------|
| 団長 | <u>137,000円</u> |
| 副団長 | <u>87,000円</u> |
| 分団長 | <u>58,500円</u> |
| 副分団長 | <u>39,500円</u> |
| 部長 | <u>38,500円</u> |
| 班長 | <u>37,500円</u> |
| 団員 | <u>36,500円</u> |

備考 この表の規定にかかわらず、大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成27年条例第2号)第2条第1項第2号に規定する機能別消防団員の年額報酬の額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に3分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第5 (第2条関係)

消防団員の出勤報酬の額

| 職務の区分 | 摘要 | 出勤報酬の額 |
|-----------|--------------------|---------------|
| 災害 | 1回4時間まで | <u>2,500円</u> |
| | 1回4時間を超え8時間まで | <u>4,000円</u> |
| | 1回8時間を超え24時間まで | <u>8,000円</u> |
| 訓練 | 1回 | <u>2,500円</u> |
| 研修その他の行事 | 1回 | <u>2,000円</u> |
| 車両、設備等の点検 | 1回(1月当たり5回を限度とする。) | <u>2,000円</u> |

備考

旧

別表第1 ～ 別表第3 (略)

別表第4 (第2条関係)

消防団員の報酬の額

| 区分 | 報酬の額 |
|------|--------------------|
| 団長 | 年額 <u>137,000円</u> |
| 副団長 | 年額 <u>87,000円</u> |
| 分団長 | 年額 <u>58,500円</u> |
| 副分団長 | 年額 <u>34,000円</u> |
| 部長 | 年額 <u>29,000円</u> |
| 班長 | 年額 <u>28,000円</u> |
| 団員 | 年額 <u>25,000円</u> |

備考 この表の規定にかかわらず、大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成27年条例第2号)第2条第1項第2号に規定する機能別消防団員の報酬の額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に3分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

新

- 1 この表において「災害」とは、水火災、地震等の災害をいう。
- 2 この表において「1回」とは、連続する職務に従事した時間の始まりから終わりまでをいう。
- 3 災害に係る出動のうち1回の従事時間が24時間を超えるものについての出動報酬の額は、8,000円に24時間を超える部分について24時間までごとに8,000円を加算した額とする。

旧

議案第86号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例

大東市都市計画審議会条例

| 新 |
|--|
| (大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例) |
| 第1条 (略) (内部組織の設置) |
| 第2条 (略) (1) ～ (6) (略) <u>(7) 都市経営部</u> <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) (分掌事務) |
| 第3条 (略) 2 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 広報及び <u>シティプロモーション</u> に関すること。 <u>(8) 広聴に関すること。</u> <u>(9)</u> (略) <u>(10) 公民連携の推進</u> に関すること。 <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) |
| 3 (略) (1) ～ (4) (略) |

主要改正点

- ・機構改革に伴い、当該条文の変更を行ったこと。

新旧対照表

| 旧 |
|---|
| 第1条 (略) (内部組織の設置) |
| 第2条 (略) (1) ～ (6) (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) (分掌事務) |
| 第3条 (略) 2 (略) (1) ～ (6) (略) (7) 広報及び <u>広聴</u> に関すること。 <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> 公民連携に関すること。 <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) |
| 3 (略) (1) ～ (4) (略) |

新

(5) 市庁舎の管理に関すること。

(6) ～ (14) (略)

4 ～ 6 (略)

7 都市経営部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画に関すること。

(2) 都市政策に関すること。

(3) 財産の取得、管理、活用及び処分に関すること（他部分掌のものを除く。）。

(4) 建築及び市営住宅管理に関すること。

8 (略)

(1) (略)

(2) 交通政策、交通対策及び交通安全施設に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

9 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 観光に関すること。

(5) ～ (9) (略)

第4条 (略)

旧

(5) 財産の取得、管理及び処分に関すること（他部分掌のものを除く。）。

(6) ～ (14) (略)

4 ～ 6 (略)

7 (略)

(1) 都市計画に関すること。

(2) 都市政策に関すること。

(3) 龍間地域の整備推進に関すること。

(4) 交通対策及び交通安全施設に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 建築及び住宅管理に関すること。

8 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 市の魅力づくり及びシティセールスに関すること。

(5) ～ (9) (略)

第4条 (略)

新

(大東市都市計画審議会条例)

第1条 ～ 第6条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市経営部において行う。

第8条 (略)

旧

第1条 ～ 第6条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において行う。

第8条 (略)

議案第 88 号

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 大東市暴力団排除条例

新

(大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例)

第 1 条 ～ 第 13 条 (略)

(個人情報の取扱い)

第 14 条 指定管理者及び管理業務に従事する者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し、第 8 条に規定する協定に基づき、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第 15 条 ～ 第 16 条 (略)

(大東市暴力団排除条例)

第 1 条 ～ 第 4 条 (略)

(個人情報の収集及び提供)

第 15 条 大東市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第 2 条第 2 項に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。

2 (略)

第 16 条 (略)

主要改正点

- ・大東市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、関係条例の規定を整理したこと。

新旧対照表

旧

第 1 条 ～ 第 13 条 (略)

(個人情報の取扱い)

第 14 条 指定管理者及び管理業務に従事する者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、大東市個人情報保護条例(平成 9 年条例第 4 号)を遵守し、第 8 条に規定する協定に基づき、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第 15 条 ～ 第 16 条 (略)

第 1 条 ～ 第 4 条 (略)

(個人情報の収集及び提供)

第 15 条 大東市個人情報保護条例(平成 9 年条例第 4 号)第 2 条第 2 号に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(大東市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。

2 (略)

第 16 条 (略)

議案第 89 号

大東市営住宅条例 新旧対照表

| 新 |
|--|
| 第 1 条 ～ 第 5 条 (略) (入居者の資格) |
| 第 6 条 (略) |
| (1) 現に同居し、 <u>若しくは同居しようとする親族</u> (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) <u>又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童</u> (以下「同居親族等」という。) があること。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。 ア ～ ク (略) |
| (2) ～ (8) (略) |
| (9) その者又はその者の <u>同居親族等</u> が、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) でないこと。 |
| 2 ～ 3 (略) |
| 第 7 条 ～ 第 11 条 (略) (入居の決定又は承認の取消し) |
| 第 12 条 (略) |
| (1) ～ (3) (略) |
| (4) 入居決定者又は <u>その同居親族等</u> が暴力団員であることが判明したとき。 (同居の承認) |
| 第 13 条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に <u>同居親族等</u> 以外の者を同居させようとするときは、法施行規則第 11 条で定めるところにより、市長の承認を得な |

主要改正点

- ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

| 旧 |
|---|
| 第 1 条 ～ 第 5 条 (略) (入居者の資格) |
| 第 6 条 (略) |
| (1) 現に同居し、 <u>又は同居しようとする親族</u> (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。 <u>以下同じ。</u>) があること。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。 ア ～ ク (略) |
| (2) ～ (8) (略) |
| (9) その者又はその者と <u>現に同居し、若しくは同居しようとする親族</u> が、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) でないこと。 |
| 2 ～ 3 (略) |
| 第 7 条 ～ 第 11 条 (略) (入居の決定又は承認の取消し) |
| 第 12 条 (略) |
| (1) ～ (3) (略) |
| (4) 入居決定者又は <u>入居決定者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族</u> が暴力団員であることが判明したとき。 (同居の承認) |
| 第 13 条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に <u>同居した親族</u> 以外の者を同居させようとするときは、法施行規則第 11 条で定めるところにより、市長の承認を得 |

新

なければならない。

2 (略)

第14条 ～ 第46条 (略)

(入居資格者)

第47条 (略)

- (1) 第6条第1項各号 (第2号を除く。) に掲げる条件を具備するものであること。
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法施行規則」という。) 第26条第1号から 第4号 までに掲げる者であること。

第48条 (略)

(準用)

第49条 (略)

| | | |
|------------|----------------------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| <u>第9条</u> | (略) | (略) |
| 第24条 | 法第27条第4項に規定する | <u>市営住宅と同様の</u> |
| 第38条 | 第13条、第14条、第23条及び第24条 | 第49条において準用する第13条、第14条、 <u>第23条及び第24条</u> |
| (略) | (略) | (略) |

第50条 ～ 第66条 (略)

(協力依頼)

第67条 (略)

旧

なければならない。

2 (略)

第14条 ～ 第46条 (略)

(入居資格者)

第47条 (略)

- (1) 第6条各号 (第2号を除く。) に掲げる条件を具備するものであること。
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法施行規則」という。) 第26条第1号から 第3号 までに掲げる者であること。

第48条 (略)

(準用)

第49条 (略)

| | | |
|------------|----------------------|---|
| (略) | (略) | (略) |
| <u>第8条</u> | (略) | (略) |
| 第24条 | 法第27条第4項に規定する | <u>第49条において準用する第23条第1項</u> |
| 第38条 | 第13条、第14条、第23条及び第24条 | 第49条において準用する第13条、第14条及び <u>第23条から第24条まで</u> |
| (略) | (略) | (略) |

第50条 ～ 第66条 (略)

(協力依頼)

第67条 (略)

新

(1) (略)

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 入居者の入居の際の同居親族等以外の者

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第68条 ～ 第74条 (略)

別表第1 ～ 別表第2 (略)

別表第3 (第57条関係)

(略)

備考 この表の規定にかかわらず、大東市営大東深野住宅駐車場及び大東市営大東寺川住宅駐車場については1か月当たりの使用料を7,500円とし、大東市営大東北新町住宅駐車場及び大東市営大東南郷住宅駐車場については1か月当たりの使用料を8,000円とする。

旧

(1) (略)

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 入居者の入居の際に同居した親族以外の者

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第68条 ～ 第74条 (略)

別表第1 ～ 別表第2 (略)

別表第3 (第57条関係)

(略)

備考 大東市営大東深野住宅駐車場及び大東市営大東寺川住宅駐車場については、この表の規定にかかわらず、1か月当たりの使用料を7,500円とする。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例 新旧対照表

| 新 | |
|--|---------------------|
| 第1条 ～ 第6条 (略) | |
| (使用料の減免) | |
| 第7条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。ただし、別表第2に規定する <u>夜間照明使用料</u> については、減免を行わないものとする。 | |
| 第8条 ～ 第11条 (略) | |
| 別表第1 (略) | |
| 別表第2 (第5条関係) | |
| 夜間照明使用料 | (略) |
| <u>体育館冷暖房設備使用料</u> | <u>1時間当たり1,000円</u> |
| 備考 | |
| 1 <u>夜間照明の使用時間に30分未満の端数がある場合は、その端数を30分として使用料を算出するものとする。</u> | |
| 2 <u>体育館の冷暖房設備の使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間として使用料を算出するものとする。</u> | |

主要改正点

- ・大東市立中学校の体育館の冷暖房設備に係る使用料を定めたこと。

| 旧 | |
|--|-----|
| 第1条 ～ 第6条 (略) | |
| (使用料の減免) | |
| 第7条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。ただし、別表第2に規定する <u>使用料</u> については、減免を行わないものとする。 | |
| 第8条 ～ 第11条 (略) | |
| 別表第1 (略) | |
| 別表第2 (第5条関係) | |
| 夜間照明使用料 | (略) |
| 備考 <u>使用時間に30分未満の端数がある場合はその端数を30分、30分を超え60分未満の端数がある場合はその端数を1時間として使用料を算出するものとする。</u> | |

印刷物番号

4 - 6 4